

## 広島県東広島市の事例

広島県東広島市が実施する道路整備事業の予定地区の一部に、表題部所有者不明土地（ため池）があり、東広島市からの要望に基づき広島法務局による表題部所有者不明土地解消事業が実施された結果、**土地所有者を特定することができ、広島県東広島市による用地取得が円滑に行われた。**

## 法務局事業による表題部所有者の特定

### ■ 広島法務局事業（令和2年3月30日 表題部所有者の特定）

| 所有者 | 共有地               |
|-----|-------------------|
|     | 解消前（表題部所有者は「共有地」） |

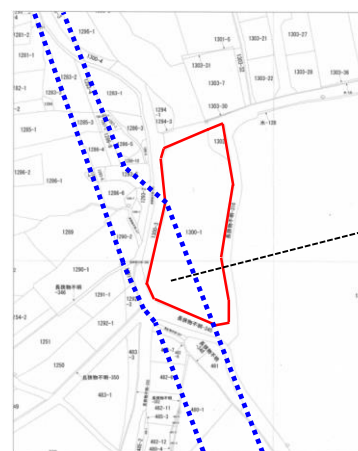
#### ● 法務局による解消事業の実施

1. 現地の特定（土地の位置の特定、利用状況の確認）
2. 表題部所有者の調査（資料の調査、関係者からの聞き取り等）  
→調査結果から**表題部所有者が「〇〇区」（認可地縁団体）**と特定
3. 調査結果を踏まえた、登記官による所有者特定書の作成

東広島市の全面的な協力もあり、約3か月で表題部所有者が特定

| 所有者                             | 共有地 |
|---------------------------------|-----|
| 広島県東広島市何某町何某何番地 〇〇区             |     |
| 手続番号 第1234-5678-0001号           |     |
| 令和元年法律第15号第15条の規定により令和2年3月30日登記 |     |

**表題部所有者不明土地解消事業により所有者が特定**



表題部所有者不明土地が解消された土地（ため池）

現地の状況

（赤線：表題部所有者不明土地 青点線：道路整備事業地区）

## 円滑・迅速な公共事業への寄与

上記以外にも、地方公共団体からの要望に基づき、全国の法務局・地方法務局において表題部所有者不明土地解消事業を実施し、円滑・迅速な公共事業の実施に寄与している。